

はじめに

本方針は、よりよい部活動の環境をつくるため国のガイドラインと県の方針を参考に策定された「日置市の市立中学校における部活動の在り方に関する基本方針（「日置市部活動ガイドライン」）」に基づき、学校、生徒・保護者、地域や関係団体等の部活動に関わるすべての人々が部活動について考え、生徒一人一人が主人公となる部活動を推進するために、学校として定めるものです。

本校における部活動は、以下のねらいを大切にしながら、学校の実態を踏まえて効率的・効果的な活動の充実と精選を図ります。

○ 運動部活動

スポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることを目指します。

○ 文化部活動

生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指すとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることを目指します。

なお、部活動を運営するための具体的なルール等については、別に「伊集院北中学校部活動規定」を定めます

1 方針に基づく適切な運営

- (1) 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長が集約します。
- (2) 校長は、学校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表します。
- (3) 校長は、国・県の「学校における働き方改革」「業務改善や勤務時間管理」に関する法令に基づき、教員の部活動への関わりについて、業務改善と勤務時間管理等を行います。

2 合理的で効率的・効果的な活動の推進と適切な指導の実施

- (1) 校長と顧問や外部指導者をはじめとする部活動の指導者は、国が定めたガイドライン、関係団体や県が作成した指導の手引き等に基づき、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）と体罰・ハラスメントの根絶の徹底を図ります。
- (2) 部活動の指導者は、以正の内容を正しく理解して指導にあたります。
 - ア バランスの取れた健全な成長を図り、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること
 - イ 過度の練習は、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと
 - ウ 体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が意欲を失うことなく、それぞれの目標を達成できるようにすること

- エ 競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと
- オ 目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をすること
- カ 専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見交換ができる雰囲気をつくること

3 適切な休養日等の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の(1)、(2)を基準とします。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

- ・ 平日は少なくとも1日（原則水曜日）
 - ・ 土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ※ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、お盆期間や年末・年始等に、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防指針」等を参考に、万全の安全対策を講じる。

4 参加する大会等

市教委が定めた、以下の規程（参加する大会及び大会数の上限の目安）に基づき、校長が生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないことを考慮して参加大会等を精査します。

部活動の大会参加等に関する規定【運動部】

日置市教育委員会

1 参加できる大会（記録会等も含む。）

- (1) 中体連が主催する地区（総体・新人大会）、県、九州、全国の大会
- (2) 県競技団体（連盟又は協会）が主催する大会（県大会レベル）
 - ※ 県通知「児童生徒が参加する学校教育活動以外の運動競技大会（学校名を使用できるもの）について」に示されている大会。大会の予選会（市、地区大会）を含む。
- (3) 上記(2)の大会により出場権利を得た場合の九州大会又は全国大会
- (4) その他
 - ア 県地区対抗女子駅伝競走大会

イ 国民体育大会（九州ブロック大会含む）

ウ 校長が参加を認めた大会（手順は以下のとおり）

（ア）顧問は、生徒及びその保護者から大会出場の同意を得る。

（イ）顧問は、大会出場計画及び大会要項等（主催者、大会期日及び期間・日程及び会場、競技規則等を確認できるもの）を校長に提出する。

（ウ）校長は、年間活動計画及び日置市部活動ガイドラインに則り、大会出場が適当か判断する。

2 参加できる大会数

原則月1回程度とし長期の休養期間（オフシーズン）等を考慮し、最大で10回までとする。ただし、上記1(1)・(4)ア、イの大会は除く。これを超える場合は、校長の許可を得ること。

3 練習試合

原則として、日置市部活動ガイドラインに示してある活動時間（休業日3時間）を超えないものとする。なお、チーム数、期日、日程等の事情により、やむをえず3時間を超える場合は、週における身体活動時間の累計が16時間を超えないように週内の休養日や活動時間を調整すること。

4 合宿（学校単独で実施又は参加する合宿及び宿泊を伴う遠征試合）

校長が実施又は参加を認めた場合のみとする。（手順は以下のとおり）年3回までとし、1回の合宿期間は、最長で2泊3日とする。

※ 国、県競技団体（連盟又は協会）等が個人等を指定して実施する合宿は除く。

（1）顧問は、生徒及びその保護者から合宿参加の同意を得る。

（2）顧問は、合宿計画及び合宿の内容等（期日及び期間・日程及び練習場所、宿泊場所、費用、緊急時の対応方法等）が確認できるものを校長に提出する。

（3）校長は、年間活動計画及び日置市部活動ガイドラインに則り、合宿の実施又は参加が適当か判断する。

5 部活動環境の整備

（1）部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであることから、合理的に可能な範囲で生徒のニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について、以下の条件を踏まえて、年度ごとに検討します。

ア 部活動設置数は、安全の確保や指導者の負担軽減等を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。併せて、事故防止のため、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保できるよう配慮する。

イ 部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさない場合は、活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。

（2）顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について説明し、理解と協力を得られるようにします。

（3）市教委と連携を図りながら、体育・文化施設の活用、地域や関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した、地域における持続可能なスポーツ・芸術文化活動推進の環境整備を進めます。また、学校と地域・保護者等が共に子供の健全な成長のために取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得られるよう努めます。

令和7年度 伊集院北中学校 部活動規定

第1条 部活動の実施（体育大会や文化祭前は16:45まで学級の時間）

(1)完全下校時刻

月	4月	5月～ 9月2週	9月3週～ 新人戦	新人戦～ 文化祭	文化祭～ 冬休み前	冬休み～ 1月	2月1週～ 2月2週	2月3週～ 3月
下校時刻	18:15	18:30	18:00	17:30	17:15	17:30	17:45	18:00

※ 11月末～1月中旬の間は終了時刻を臨機応変に対応する。

- (2)顧問不在の場合は活動しない。外部指導者単独では活動しない。
- (3)実力テスト1日前・学期末総合テスト前週の土日より練習中止とするが、その週内に大会がある場合は、必要最小限(1時間程度)の活動を申し出により例外を認める。
- (4)早朝練習は、顧問がついた場合に限り、生徒の健康に充分配慮し、保護者の同意を得て実施する。テスト期間中、9月の体育大会前は禁止する。(7:20～7:50)
- (5)第3土曜日は原則として休養日とする。(翌日が大会の場合のみ、その週内に代替を確保し実施してもよい。)
- (6)卒部した3年生の練習参加については、入試で実技がある場合のみ校長の許可を得て認める。
 - ① 推薦入試で、実技がある場合 → 推薦委員会承認後、入試前日まで認める。
 - ② 一般入試で、実技がある場合 → 学年末テスト後、入試前日まで認める。
- ※ その他、練習環境が確保できず、1・2年生の活動に影響がない場合のみ、校長、顧問の判断で認める。

(7)春休み中の新入生の体験や見学は禁止する。

第2条 入部について

新入生の入部については、全ての部において、4月当初は仮入部とし、それぞれの所属部において十分に教育的配慮をしたうえで活動し、4月下旬からの規定に基づく手続き完了後、正式に入部を認める。

第3条 転部・退部・年度更新について

- (1)転部・退部を希望する場合は、当該顧問・保護者・担任の了承を得て、規定の手続きをする。
- (2)毎年、入部届を提出して年度更新をすることとし、年度更新をしなかった場合は退部とみなす。

第4条 部活動にかかわる経費

- (1)部活動の経費は、体育・文化振興費をあてる。ただし、各部において、部費が必要な場合は徴収できる。その際は、年度当初で保護者の承諾を得て会計を置き、徴収額を決定し適切に執行する。

第5条 部活動生徒の心得

- (1)必要に応じて、キャプテン会等を実施し、生徒会との連携を図る。
- (2)登下校の服装については、制服を原則とするが、平日の下校時においては各部で指定された服装で下校しても良い。休日は各部で指定された服装で登下校してもよい。
- (3)校則違反や、問題行動等があった場合は、顧問会で検討の上、練習・対外試合等を自粛する。

第6条 部活動中の事故災害対処および救済措置について

- (1)事故発生の場合、軽重に関係なく養護教諭・校長(教頭)に届け出る。
- (2)学校教育活動内の事故の場合は、日本スポーツ振興センターから給付される。

上記規定について、平成22年8月より実施

平成23年4月～ 終了時刻の変更

令和2年4月 活動時間、休養日挿入

令和3年2月 卒業生や新入生の練習参加・見学について挿入

令和6年4月 終了時刻の変更(完全下校時刻へ変更)

令和7年4月 「部活動に係る活動方針」作成の為、重複部分の削除